

# 小山町健康寿命を延ばそう条例

令和7年6月20日

条例第18号

## (目的)

第1条 この条例は、ライフステージに応じた健康寿命の延伸に関する施策（以下「保健施策」という。）の基本理念を定め、「日本一健康文化都市・おやま」を目指して、町、町民、町内事業者、地域団体（町民が町内で活動を行う団体をいう。以下同じ。）、保健医療機関等が、保健施策を積極的に推進し、町民の健康水準の向上を図り、もって健康長寿社会の実現に寄与することを目的とする。

## (基本理念)

第2条 保健施策は、次に掲げる理念に基づき行うものとする。

- (1) 保健施策は、町民の健康寿命の延伸に向けて、全ての町民が心身ともに健やかに暮らせる環境づくりを目指すこと。
- (2) 保健施策は、町、町民、町内事業者、地域団体、保健医療機関（以下「町民等」という。）の協働・共創により、社会全体で健康づくりに取り組むこと。

## (町の役割)

第3条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、町民が健康寿命を延伸し、高齢になっても住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、生涯を通じて自主的な健康づくりの支援を行う体制を整備しなければならない。

## (町民の役割)

第4条 町民は、基本理念にのっとり、自ら健康に関する知識及び理解を深めるとともに、適度な運動及び適切な食生活並びに社会活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

## (町内事業者の役割)

第5条 町内事業者は、基本理念にのっとり、従業員の健康管理に取り組むとともに、従業員が健康づくりに取り組みやすい職場環境づくり、健康づくりに資する情報の提供その他の健康づくりの推進に努めるものとする。

## (地域団体の役割)

第6条 地域団体は、基本理念にのっとり、町と連携し、計画的かつ効果的な事業の推進に努めるものとする。

(保健医療機関の役割)

第7条 保健医療機関は、基本理念にのっとり、町と連携し、他の関連団体及び関係者間の調整を図り、計画的かつ効果的な事業の推進に努めるものとする。

(保健施策の基本事項)

第8条 保健施策は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 健康寿命の延伸及び必要な調査研究を推進すること。
- (2) 町民の健康意識向上及び自主的な健康づくりを推進すること。
- (3) 各種健診及び検診並びに特定保健指導の受診率の向上を推進すること。
- (4) 地域団体及び保健医療機関との連携強化及び活動支援を推進すること。

(保健計画)

第9条 町長は、町民の健康水準の向上を図り、健康寿命の延伸と包括的支援の充実を総合的かつ計画的に推進するため、小山町保健計画（以下「保健計画」という。）を定めるものとする。

2 保健計画の策定に当たっては、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく国の基本方針、静岡県健康増進計画その他町が策定する「健康で長生きするためのアクションプラン」との一体的な実施又はこれらの計画との調和及び連携に配慮するものとする。

3 保健計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 疾病予防への取組
- (2) ライフステージに応じた取組
- (3) 健康領域別の取組
- (4) 社会環境の整備・活用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町民の健康水準の向上を図り、健康寿命の延伸と包括的支援の充実を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 町長は、保健計画を定めたときは、これを公表するものとする。

5 町長は、保健施策の進捗状況を踏まえ、おおむね6年ごとに保健計画を見直すものとする。

6 第4項の規定は、保健計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第 10 条 町は、保健施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(町民等の意見の反映のための措置)

第 11 条 町は、保健施策の推進に当たっては、町民等との協議の場を設ける等、町民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 9 月 13 日から施行する。